

令和6年度第3回島本町スポーツ推進委員協議会

日時：令和6年6月5日（水）

午後7時30分より

会場：島本町役場3階 委員会室

○会長あいさつ

【案件】

（1）令和6年度三島地区スポーツ推進委員研修会について

（2）ニュースポーツ体験教室について

（3）町民スポーツ実行委員会について

（4）その他

次回開催日 7月3日（水） 午後7時30分～ 役場地階 第五会議室

令和6年度第3回島本町スポーツ推進委員協議会 進行内容

日時：令和6年6月5日（水）

午後7時30分より

会場：島本町役場3階 委員会室

○会長あいさつ

【案件】

(1) 三島地区スポーツ推進委員研修会について

★日時 6月15日（土） 午後1時00分 ～ 午後4時30分
（受付 午後0時30分から）

★会場 島本町立第一中学校体育館

★スケジュール

12:30～13:00 受付
13:00～13:30 開会式・準備体操・研修会説明
13:30～16:20 ニュースポーツ体験
16:20～16:30 閉会式
16:30～17:00 各ブース後片付け

★体験内容

○印 島本町で用意する道具

自治体名	人数	競 技 名
吹田市	13	○ スプラッシュ・ボール
高槻市	4	ボール運び
茨木市	18	○ スローイングビンゴ
摂津市	12	○ ボッチャ
島本町	11	○ マロック
計	58	

★体験方法 1ブース30分をめぐり参加者がそれぞれ自由に各市町単位でブースを巡る。各市町のブースは体験者と運営者を入れ替え、全員が体験できるようにする。

★懇親会について

開始時間：午後5時30分

終了時間：午後7時

会 費：5,000円

料理内容：調整中

参加人数：吹田市 13人、高槻市 4人、茨木市 11人、
（確定）：摂津市 6人、島本町 11人

計 45人（男 28人、女 17人）

★役割分担（研修会）

- 1 開会
- 2 三島地区スポーツ推進委員連絡会会長あいさつ
- 3 研修方法と諸注意
- 4 準備体操
- 5 研修
- 6 島本町スポーツ推進委員協議会会長あいさつ
- 7 閉会

役 割	担 当 者 名
会場案内（誘導）	【正門】（ ）（ ） 【裏門】（ ）（ ）
受付	（ ）（ ）
総合司会	（ ）
研修方法と諸注意	（ ）
準備体操	（ ）
ブース（マロック） 担当	【開会式後】（全 員）
	【13:40】（ ）（ ）
	【14:20】（ ）（ ）
	【15:00】（ ）（ ）
	【15:40】（ ）（ ）
タイムキーパー	（ ） — 各ピリオド残り時間5分前にアナウンス
閉会あいさつ	（ 辻 会長）

★役割分担（懇親会）

- 1 開会
- 2 三島地区スポーツ推進委員連絡会会長あいさつ
- 3 坂元生涯学習課長乾杯の発声
- 4 歓談
- 5 島本町スポーツ推進委員協議会会長あいさつ
- 6 閉会

役 割	担 当 者 名
会場案内（誘導）	【玄 関】（ ） 【レストラン横】（ ）
受付	（ ）（ ）
総合司会	（ ）
乾杯	（坂元課長）
閉めのあいさつ	（辻 会長）

★準備物領収書

研修会会場横断幕	(文房具等) 筆記用具・ハサミ・雑用紙・マジック・セロテープ・養生テープ・ビニール紐・ゴミ袋・タオルなど
各種案内板（自治体競技名、トイレなど）	
名札	
種目別ルールと点数表	
救急箱	タイマークロック（延長コード含む） デジカメ ※（要）充電 音響設備
トイレトペーパー	
領収書（懇親会費）	
広報3月号印刷、しまもとMAP、島本と	

(2) ニューススポーツ体験教室について

- ・7月の教室はスローイングビンゴとマロックの予定をしていたが、マロックをアジャタに変更となった。
- ・ニューススポーツを広げていくための手法を考えていく。

(3) 町民スポーツ実行委員会について

令和5年度及び令和6年度（2か年）の町民スポーツ実行委員会委員が決まっているが、亀山氏、柿本氏の退任により、現在、スポーツ推進委員から選出の2人の欠員が生じている。

() ()

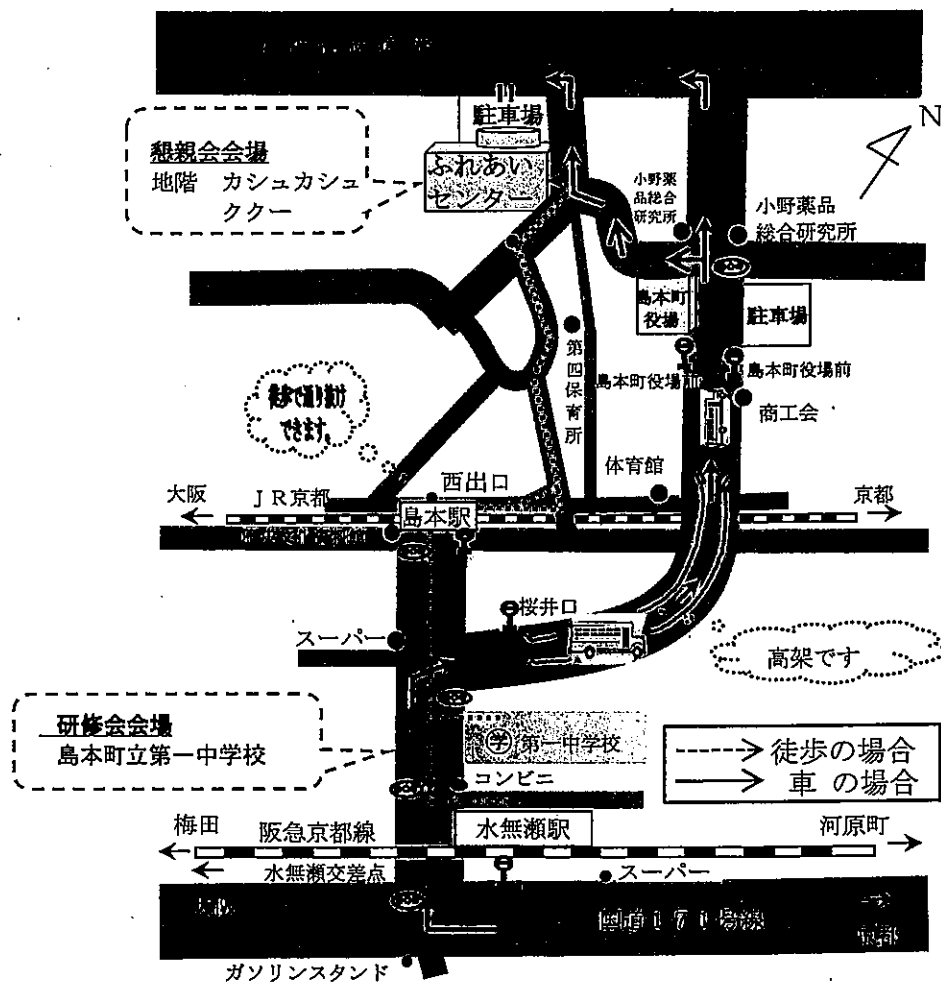
(4) その他

- ・大阪府スポーツ推進委員協議会【令和6年度】

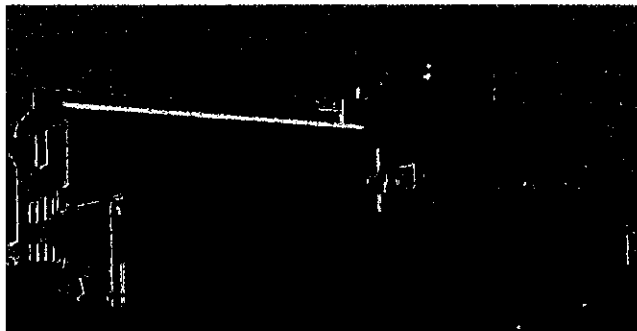
(理事) 久保田 航史委員

(評議員) 柏 風音委員 …… 久保田委員が理事に就任したため。

研修会会場(島本町立第一中学校) & 懇親会会場(島本町ふれあいセンター) 案 内 図



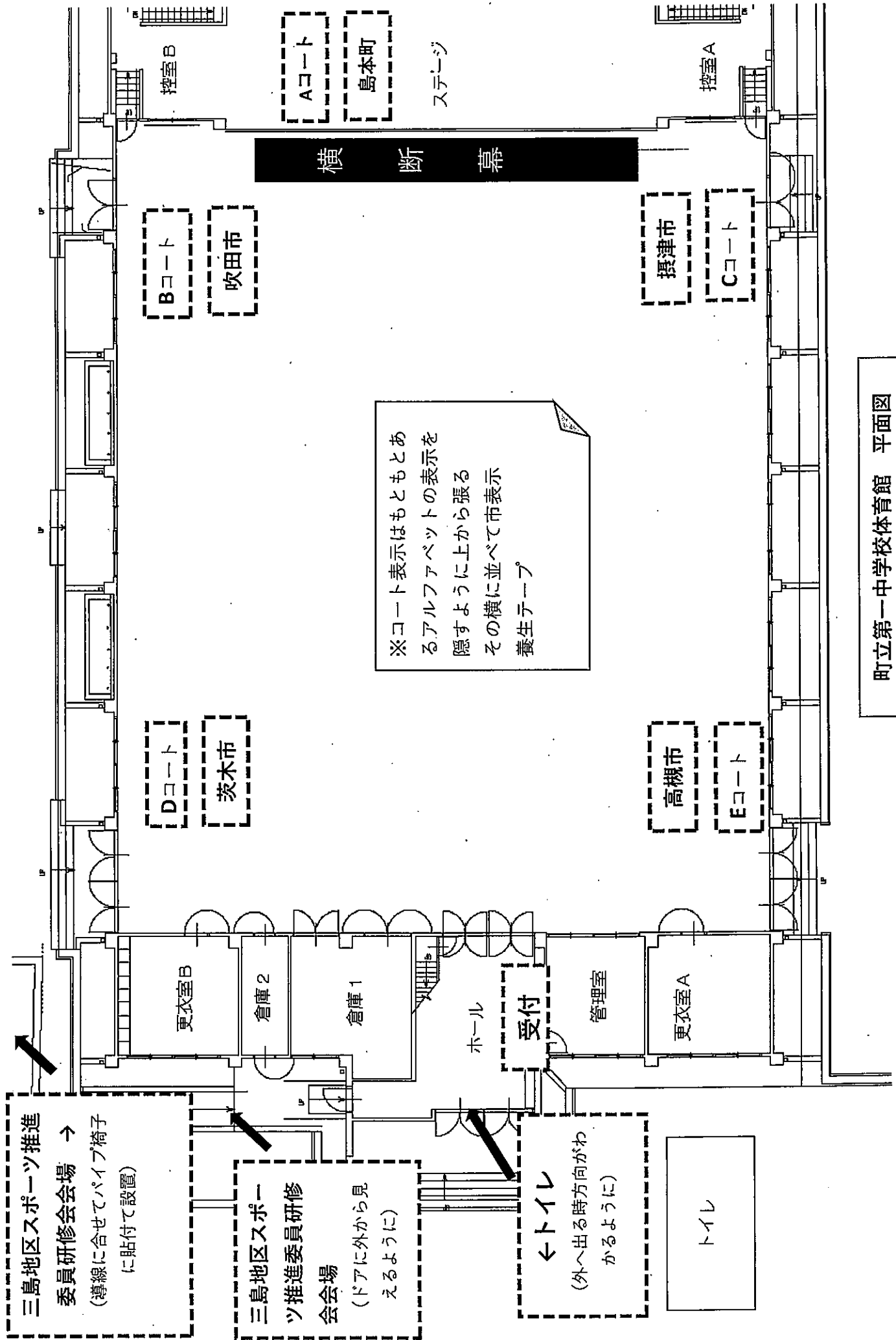
【懇親会会場】



ふれあいセンターへは
 ★JR島本駅から徒歩約7分
 ★阪急水無瀬駅から徒歩約15分
 ★バスの場合
 阪急水無瀬駅・JR島本駅から
 「若山台センター行き」に乗車、
 「島本町役場前」で下車
 徒歩約3分

一中敷地内配置図





町立第一中学校体育館 平面図

町民スポーツ実行委員会会則

第1章 総則

(設置及び目的)

第1条 生涯スポーツの普及振興を促進し、生涯スポーツボランティアの育成等に努めるとともに、町民スポーツ祭を実施し、住民相互の親睦と健康増進に資するため、町民スポーツ実行委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語の定義)

第2条 この会則において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生涯スポーツ 生涯スポーツの考え方は、あくまでも住民意思に基づくものであり、「いつでも、どこでも、だれもが」を基本に、個人がライフサイクルに応じて、自分にあったスポーツを自ら選択し、楽しみながら、健康の維持や増進、さらにスポーツを通して豊かな人間関係の形成、相互の親睦を図ることを目的とするスポーツ及びレクリエーションをいう。ただし、町立体育館等において、社会教育法、スポーツ基本法等に基づき、島本町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の主催で行う各種の体育事業を除く。
- (2) 生涯スポーツボランティア 個人の自由意志に基づき、その知識や技術、時間を進んで提供し、生涯スポーツの普及・振興に貢献する活動をいう。
- (3) 町民スポーツ祭 生涯スポーツの普及発展を促進するとともに、住民相互の親睦と健康増進に資することを目的とするスポーツ祭をいう。

第2章 組織

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるもののうちから、第1条の目的に賛同する者(以下「委員」という。)をもって構成する。

- (1) 島本町スポーツ推進委員
- (2) 島本町体育協会の構成員
- (3) スポーツ及びレクリエーション団体の構成員
- (4) 生涯スポーツボランティア
- (5) 自治会の構成員
- (6) その他委員会が特に必要と認めた者

2 前項の委員構成は、第5条第1号に定める委員長の要請によるものとする。

(活動及び事業)

第4条 委員会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯スポーツの普及振興に関する企画、事業の実施に関すること。

- (2) スポーツ及びレクリエーション団体の育成、支援に関する事。
- (3) 生涯スポーツボランティアの育成等に関する事。
- (4) 町民スポーツ祭の実施に関する事。
- (5) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事(委員以外の者) 2名

(役員を選任)

第6条 委員長は、委員会を構成する者の互選による。

- 2 副委員長は、委員会の同意を得て委員長が選任する。
- 3 会計は、委員会の同意を得て委員長が選任する。
- 4 書記は、委員会の同意を得て委員長が選任する。
- 5 監事は、委員会の同意を得て委員長が選任する。

(役員職務)

第7条 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 3 会計は、委員会の会計を担当する。
- 4 書記は、委員会の要点録を作成し、次の委員会で報告する。
- 5 監事は、会計を監査する。

(任期)

第8条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、第3条第1項第1号から第3号までに規定するもののうちから委嘱された委員及び役員については、当該団体等における役職に就いていること又は、当該団体の構成員であることを必要とする。

- 2 委員長は、前項の規定により委員及び役員に変更があつた場合は、委員会の同意を得て必要に応じて補充することができる。ただし、補充した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は、前項の規定により委員及び役員を補充した場合は、次の委員会に報告し承認を得なければならない。
- 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、教育委員会事務局教育こども部生涯学習課内に置く。

第3章 会議

(委員会)

第10条 委員会は役員(監事を除く)及び委員をもって構成する。

2 委員会は、委員長が召集し、委員長が選出した議長が進行する。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 第4条に規定する事業の実施に関する企画、基本方針に関すること。

(2) 委員会の予算及び決算に関すること。

(3) その他委員会の運営に関すること。

4 委員会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、議事を開き審議決定することができない。当該の議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び代理人をして表決を委任した者は、出席とみなす。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、賛否同数の時は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 委員会に第5条に規定する役員(監事を除く)で構成する役員会を置くことができる。

2 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 委員会から委任された事項に関すること。

(2) その他委員長が必要と認めた事項に関すること。

3 役員会は、前項に掲げる事項を審議したときは、これを次の委員会に報告すること。

(部会)

第12条 委員会に必要な部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

3 部会は、次に掲げる事項について審議し決定、実施する。

(1) 委員会から委任された事項に関すること。

(2) 第4条に規定する活動及び事業の具体的事項に関すること。

(3) その他部会長が必要と認めた事項に関すること。

4 部会は、前項に掲げる事項を審議し、決定したときは、これを次の委員会に報告する。

5 部会は、担当事務を行うほか、部会相互に協力、補充し、委員会の活動及び事業の進捗に努めなければならない。

(部会長及び副部会長)

第13条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員長が選任する。

3 部会長は、部会を掌理し、部会を招集し、これを代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4章 委員長の専決処分

(専決処分)

第14条 委員長は、委員会の権限に属する事項のうち、会議を招集するいとまのない緊急な事項について、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の役員会及び委員会に報告し承認を得なければならない。

第5章 会計

(経費)

第15条 委員会の経費は、町補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(予算及び決算)

第17条 委員会の予算は委員会の議決を経て定め、決算は年度終了後、原則として30日以内に監事の監査を経て委員会の承認を得なければならない。

2 前項に規定する決算により収支(町補助金)に残余が生じたときは、これをすみやかに町へ返還しなければならない。

第6章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成10年6月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月13日から施行する。

出席	No.	氏 名	所 属	備 考
	1	亀山 里是	島本町スポーツ推進委員協議会	
	2	田畑 佳苗	島本町スポーツ推進委員協議会	
	3	柿本 祥平	島本町スポーツ推進委員協議会	
	4	柏 風音	島本町スポーツ推進委員協議会	
	5	津山紗江里	島本町スポーツ推進委員協議会	
	6	村上 毅	NPO法人島本町体育協会	バレーボール連盟
	7	清水 貞治	NPO法人島本町体育協会	スリータッチボール協会
	8	松原 修	NPO法人島本町体育協会	陸上競技連盟
	9	藤田 正直	NPO法人島本町体育協会	三島郡空手道連盟
	10	田中 精治	NPO法人島本町体育協会	ゴルフ連盟
	11	今村 悠介	NPO法人島本町体育協会	野球連盟
	12	石原 卓也	NPO法人島本町体育協会	ソフトボール連盟
	13	大槻 直也	NPO法人島本町体育協会	ソフトテニス連盟
	14	篠塚 健一郎	NPO法人島本町体育協会	卓球連盟
	15	仮屋田 洋一	NPO法人島本町体育協会	剣道連盟
	16	浅野 行徳	NPO法人島本町体育協会	テニス協会
	17	平井 優翔	NPO法人島本町体育協会	ダブルダッチクラブ
	18	野村 直久	NPO法人島本町体育協会	島本町空手道連盟
	19	宮下 大介	NPO法人島本町体育協会	サッカークラブ
	20	道念 廣久	NPO法人島本町体育協会	島本スポーツ少年団
	21	石崎 徳隆	NPO法人島本町体育協会	水無瀬川テニスクラブ
	22	西尾 尚	NPO法人島本町体育協会	バドミントン連盟
	23	加納 史郎	島本町少年野球協議会	
	24	今村 圭佑	島本町少年野球協議会	
	25	西田 正治	島本レクリエーション協会	
	26	中坪 晃	島本レクリエーション協会	
	27	釜谷 昌宏	島本町文化協会	会計監査
	28	増山 賢次	島本町少年野球協議会	会計監査